

地域密着型特定施設入居者生活介護 運営規程

ヴェルデセントレ北条

(事業の目的)

第1条 医療法人博正会が開設するヴェルデセントレ北条(以下「事業所」という。)が行う地域密着型特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 2 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。
- 3 生活相談員等は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 地域密着型特定施設入居者生活介護事業 医療法人博正会 ヴェル
デセントレ北条
所在地 館山市北条1090番地の3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者：1名(常勤兼務あり)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②従業者：

生活相談員 1名(常勤兼務あり)

看護職員 常勤換算で基準を満たした人数。(1名以上)

介護職員 常勤換算で基準(3:1)を満たした人数。

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入所者生活介護の提供を行う。

機能訓練指導員 1名(常勤兼務又は非常勤専従あり)

計画作成担当者 1名(常勤兼務又は非常勤専従あり)

(入所定員及び居室数)

第5条 事業所の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

入居者定員は29名、居室数は29室とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

①特定施設サービス計画の作成

②入浴(週2回以上)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の支援及び世話

③日常生活動作の機能訓練

④療養上の世話

⑤健康チェック(月1回)

2 室料は、部屋の条件によって金額が異なるため別紙にて参照(非課税)。(生活保護受給者は、生活保護法に基づく住宅扶助基準額を上回らない額にて室料を徴収する。尚、当該生活保護受給者に係る室料の差額については法人の負担とする。)

3 共益費(非課税)は、月額30,000円を徴収する。

4 管理費・電気代等は、月額4,000円(消費税別)を徴収する。

5 契約時に部屋代、2か月分を敷金として預かる。

6 食材料費は、月額60,000円(消費税別)を徴収する。

7 おむつ代(非課税)は、実費を徴収する。

8 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用(非課税)は、実費を徴収する。

9 通院等の外出の援助は1時間1,000円(消費税別)を徴収する。(1回3,000円を上限・協力医療機関への通院は除く)

10 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第7条 生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ①規則を守り、他との親睦を深めるよう促す。
- ②共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 生活相談員等は、介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(個人情報の保護)

第11条 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後1カ月以内

②継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従

業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、医療法人博正会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

※平成29年5月1日改定し施行する。